

六ヶ の カ ハ

広報

まちの情報紙

2019

9

No.865

まちの話題	…2
神あかり	…3
特集■受動喫煙防止のための新ルール	…4~5
けんこう／民児協だより	…6
大滝小学校「地域診断法ワークショップ」／学校支援ボランティアだより	…7
園児募集	…8~9
粗大ごみ収集のお知らせ／資源回収のお知らせ	…10
秋の全国交通安全運動／農業委員会だより／屋外広告物	…11
豊かな言の葉 書道展／幼稚園・保育園の無償化について	…12
子ども議会を開催／ストップ虐待	…13
B&G海洋センター／いくせい	…14
多賀町立図書館	…15
多賀町立博物館	…16
公民館だより	…17
じんけん／ねんきん／家屋評価／し尿収集手数料の改正	…18



7月1日

「第69回社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式

役場玄関前で、「第69回社会を明るくする運動」の内閣総理大臣メッセージ伝達式がおこなわれました。

この伝達式は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、社会を明るくする運動の強調月間である7月の初めに毎年おこなわれるものです。

今年も、多賀町推進委員会や多賀町更生保護女性会の皆さんをはじめ

め、多くの方が見守る中、大津保護観察所保護監察官よりメッセージが伝達されました。

また、犯罪や非行をした人たちの就労支援に関するメッセージの伝達もおこなわれ、改めてこの運動の大切さを考える良い機会となりました。



▲当日のようす

7月5日

多賀中学校で禁煙教室

多賀中学校では7月5日にNPO法人京都禁煙推進研究会の方を講師にお招きして、喫煙防止教室をおこないました。受動喫煙の害に詳しい中川

信子さんにもご協力いただき、町保健師も指導に参加しました。

前半はタバコの健康被害について講話をしていただき、後半は4つの

体験コーナーに分かれて学習をしました。

各ご家庭でもぜひ喫煙(禁煙)について話し合ってみてください。



体験コーナーで生徒たちが考えた言葉

- ☆周囲のタバコを吸っている人に禁煙にむけて応援の言葉をかけよう
- ・応援するよ！私と一緒にやめようよ。
- ・たばこなんてやめて。充実した生活をおくろうよ

- ☆禁煙についての川柳・標語・なぞかけ
- ・愛してる人がいるなら やめようよ きみしかいない 私には
- ・その一本が 寿命を縮める 元になる
- ・タバコとかけてくつ下ととく その心は『どちらもくさい』でしょう。
- ・タバコをね やめたらきつと きもちいい

7月19日

第1回ブランド米生産者情報交換会を実施

昨年度実施された、全国有数の稲作農家である山形県の遠藤五一さんによる営農指導を基に、これまでとは異なる肥料・方法で栽培に挑戦されている農家9人と滋賀県の普及指導員、JAの営農指導員、町職員とが意見交換をおこないました。

始めに各地の試験田を巡り、生育状況の確認や田植日、施肥日等の共有をおこないました。

現地を巡りながら、ほかの田んぼと比較して「葉の色が薄い」、「莖数が少ない」等の疑問点・確認点等を共有・整理し、現地確認終了後は会議室にて意見交換をおこないました。

なお、収穫後は全国米・食味コンクールへ出品を予定しており、少しでも良い結果を残せるよう、今後とも尽力いただきたいと思います。



▲活発な意見交換がおこなわれました

産業環境課(商工観光) 尙2-2012 電48-8118 F48-0594

神あかり2019 ~結のチカラ~

今年もテーマを「結のチカラ」とし、多賀大社をはじめ、地域の心をつなぐあかり演出などによって、住む人・訪れる人の心を結んでいくことを目的に「神あかり2019」を開催します。今年も十二相神社(佐目)でのキャンドルナイト(9月23日(月・祝))を皮切りに、二部構成で多賀を照らします。

プレイベント「十二相神社キャンドルナイト」

- 開催日 9月23日(月・祝)
- 場所 十二相神社(佐目)
- 巨大な杉の木が立ち並ぶ十二相神社にキャンドルを並

べ、幻想的な光を灯します。キャンドル並べは16時から、点灯は18時から開始します。皆さまぜひご参加ください！

第一弾「祈りの石ころあかり」

- 期間 9月28日(土)~10月6日(日)
- 場所 多賀大社
- 多賀大社にて大鳥居や太閤橋など点在する多賀大社の魅力を静かな光で照らします。

「祈りの石ころあかり」を本殿前境内に敷き詰め、光と音のスペシャル演出をおこないます。2種類のプログラムで神秘的なあかり演出をおこないます。



▲多賀大社「光と音のスペシャル演出」



▲多賀大社

第二弾 紅葉ライトアップ

- 期間 11月1日(金)~12月1日(日)
- 場所 胡宮神社、大瀧神社
- 胡宮神社では紅葉のライトアップ、大瀧神社では水をイメージしたブルーライトアップをおこないます。
- 多賀の魅力をあかりで巡ることができます。



▲胡宮神社



▲胡宮神社

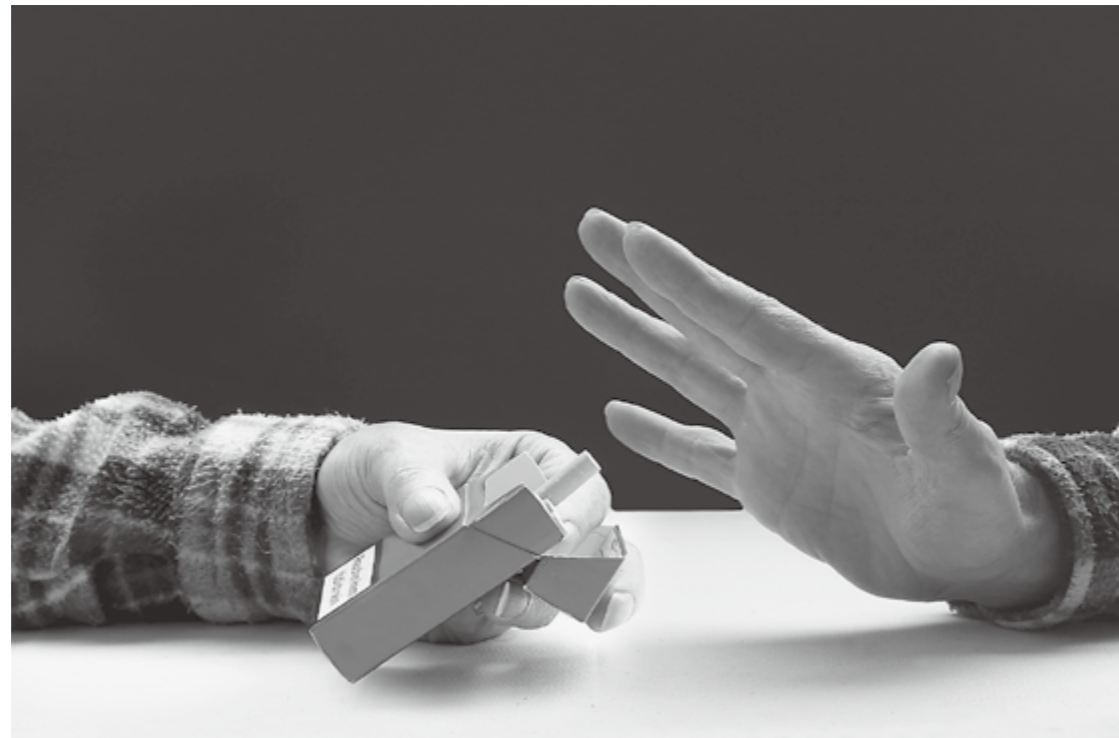


▲大瀧神社



▲大瀧神社

新しいルールが定められました



受動喫煙防止のための新ルールって？ 受動喫煙を防止するため、受動喫煙対策が義務に

たばこが健康に悪影響を及ぼすことは、多くの人が知るところです。喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがん、心臓病や脳卒中などの循環器の疾患、喘息や気胸などの呼吸器疾患などにかかるリスクを高めます。

また、そのリスクは、たばこを吸わない人へおよぶこともあります。喫煙者が吸い込む煙（主流煙）だけでなく、たばこから立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん、多くの有害物質や発がん性物質が含まれています。本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。実は、たばこの有害物質は、主流煙よりも副流煙に多く含まれています。家族に喫煙者がいたり、喫煙可の店内で働いたりするなど、受動喫煙にさらされる機

会が多い人は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群にかかるリスクが高くなるなど、健康への悪影響を受けることが分かっています。

2002年には、このような害を防ぐため受動喫煙対策が努力義務として盛り込まれた「健康増進法」が制定され、この法律をきっかけに公共交通機関やオフィスなどさまざまな場所で禁煙や分煙の取り組みが広がっていきました。しかし、店舗や施設によって対策はまちまちで、受動喫煙にさらされる機会が依然としてある状況が続いています。そこで2018年に、望まない受動喫煙をなくしていくために「健康増進法」の一部が改正されました。改正のポイントは3つあります。

「望まない受動喫煙」をなくす

「屋内」での喫煙が原則禁止になります。

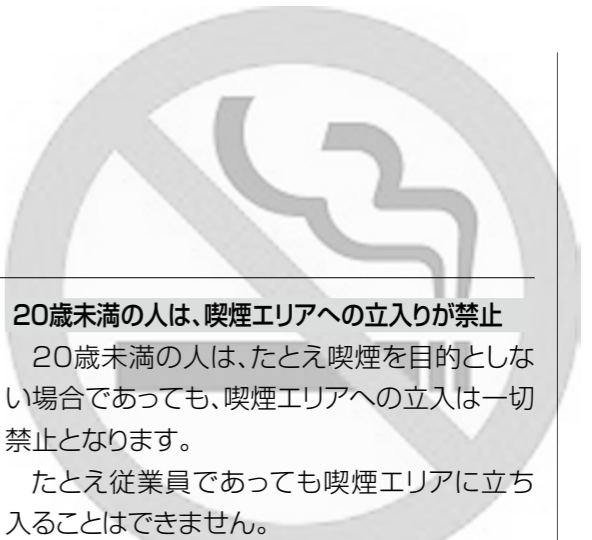
受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮します

子どもなど20歳未満の人、患者等が主たる利用者となる学校や病院等の施設では、屋内だけでなく敷地内でも喫煙が原則禁止になります。

施設の種類や場所にあった対策を実施します

施設の種類、場所ごとに、敷地内禁煙・屋内禁煙にすることや喫煙できる場所に標識を掲示することなどが義務づけられます。

この改正により、受動喫煙を防ぐための取り組みが「マナー」から「ルール」へと変わります。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに、施設の種類や場所に応じ段階的に施行されていきます。



喫煙者にとって「服は至福のひとつ。ただその一方で、望まない受動喫煙で困っている人もいます。「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、望まない受動喫煙をなくすための取り組みがマナーからルールへと変わります。

具体的にどのようなルールになるの？

多くの施設において、屋内が原則、禁煙に

多くの人がいる施設や鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙となります。喫煙禁止場所で喫煙した個人に30万円以下の過料が科されることもあります。なお、施設によっては専用の喫煙室がある場合もあります。

また、敷地内が、原則禁煙となる施設もあります。

学校・病院・児童福祉施設、行政機関、バス・航空機などは、屋内は完全禁煙で、喫煙室を設けることもできません。ただし、施設の屋外には、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所（特定屋外喫煙場所）の設置ができます。

20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止

20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入は一切禁止となります。

たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

喫煙室がある場合には標識を掲示

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の出入口となる場所と喫煙室の出入口に、施設の種類に応じた標識（ステッカーもしくはプレートなど）を掲示することが義務化されます。

外食の店舗を選ぶときに、禁煙のお店を選びたい、もしくは喫煙できるお店がいいなどという希望がある場合には、店舗の出入口にある掲示を確認しましょう。

新しいルールはいつから始まるの？

改正法の一部が施行され、2019年7月1日から「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では原則として敷地内が禁煙になりました。役場でも、7月1日から敷地内全面禁煙

となりました。2020年4月1日からは全面施行となり、学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等以外の多数の人が利用するすべての施設が原則屋内禁煙となります。

全面施行までのスケジュール

2019年7月1日から学校、児童福祉施設、病院、行政機関などが「敷地内禁煙」に

ただし、屋外で受動喫煙を防止する必要な措置が取られた場所に、喫煙所を設置した場合は、その中でのみ喫煙することができます。

2020年4月1日から飲食店やオフィス、事業所、交通機関など、上記以外のすべての施設が「原則屋内禁煙」に

ただし、喫煙ブースなどの喫煙専用室・指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室を設置した場合、その室内でのみ喫煙することができます。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則、敷地内禁煙		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則、屋内禁煙	

たばこを吸う人もたばこを吸わない人も、それぞれがお互いの立場を尊重し、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。 (取材協力：厚生労働省 文責：政府広報オンライン)

9月10日は世界自殺予防デーです

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」としてさだめ、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動を推進することとしています。

自殺のサインを見逃さないで

自殺は前触れもなく突然起きるといわれることがありますが、そうとは限りません。自殺に傾く人は、何らかのサインを発していることが少なくないのです。

こんなサインに注意

- ・口数が減って元気がない
- ・孤立している
- ・「消えてしまいたい」「死んだら楽になる」などと口にする
- ・大量のお酒を飲むようになる
- ・自分の健康をかえりみない

打ち明けられたときはゆっくり話を聴く

ねぎらう

打ち明けてくれたことに誠意を示し、抱えてきた苦勞をねぎらいましょう。

聴く

相手の話をじっくり聴き、共感します。助言や結論を急いではいけません。

つなぐ

適切な相談者や機関へつなぎつつ、引き続き支援をしてあげましょう。

ストレスに上手に 대처する

自分に合った方法で上手に発散することが大切です。しんどいなと思った時、無理せず、医療機関にかかることも必要です。

- ・入浴など、リラックス法を確保する。
- ・コミュニケーションの取り方を工夫する。
- ・ものの見方、考え方を変える。
- ・睡眠時間を確保する。

自殺予防やこころの健康を支援する相談窓口

滋賀県自殺予防電話相談 (電)077-566-4326

滋賀いのちの電話 (電)077-553-7387

多賀町福祉保健課 (電)48-8115

民児協だより 民生委員・児童委員 ～支えあう 住みよい社会 地域から～

令和の元号にも徐々に馴染んできたところで、よりいっそう新たな時代への期待が深まると同時に、一方では平成の時代から引き継いでいかなければならない課題もあります。

その一つに、多賀町における人口の減少と少子高齢化対策があります。平成の時代30年の間に高齢化が急速に進行しましたが、このような情勢の中で、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりをより一層、推進することが大切になっています。

民生委員・児童委員としても、地域における課題などの現状を把握し、住民の皆さんの身近な相談役として、また、地域と行政を結びパイプ役としての役割を担うことができるよう、各集落で活動されている地域サロンや子育て支援

などの活動に参画し、住民の皆さんとのふれあいやつながりを深めていきたいと思っています。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域のつながりをより強化するとともに、高齢者、障害者、子どもたちが地域で暮らしやすい生活環境をつくり、互いに支え合い、助け合う「お互いさま」の地域づくりに貢献できるよう努めたいと思いますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願い致します。

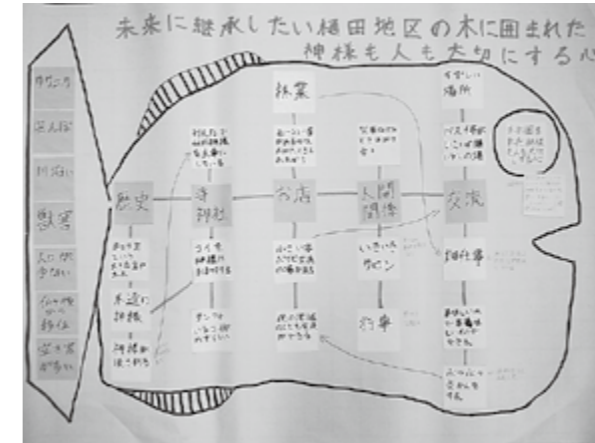


大滝小学校 「地域診断法ワークショップ」

今年度も大滝小学校では、6年生の児童を対象に総合的な学習の時間を使って、自分たちの地域の良さを再発見し、「未来に継承したい地域の○○」を見つけるため、地域診断法の授業を実施しました。

この授業で、地域の協力者を授業に招いてインタビューをし、一緒に地域を歩きながら、その地域のことを学びました。学んだ情報を模造紙と付箋を使いながら整理し、地域を形作っているキーワードを最終的にフィッシュボーン(魚

の骨)の形にまとめることができました。11月23日(土)の大滝小まつりで、この成果発表がおこなわれますので、大滝小まつりにぜひお越しください。



▲完成したフィッシュボーン図



▲「まとめて学習」のようす



▲フィールドワークのようす

学校支援ボランティアだより

プールの監視(多賀小学校・大滝小学校・多賀幼稚園・多賀ささゆり保育園)

本年も6月から7月のプール監視では、多賀小学校は12人、大滝小学校は5人の方に交代でご協力いただきました。子どもたちが元気にプールで泳いでいる中、監視台からプール

全体を監視していただきました。比較的気温が低く、また、天候などにより中止になることがたびたびありましたが、期間中安全に授業がおこなわれるように見守っていただきました。

また、多賀幼稚園でもB&G海洋センターでのプールあそびを数回おこないました。その際にも毎回プールサイドでの見守り等を交代でおこなっていただきました。



▲多賀小のプール監視のようす



▲大滝小のプール監視のようす



▲B&G海洋センターでのプールあそび

「七夕の集い」おはなし会(大滝たきのみやこども園)

7月5日、大滝たきのみやこども園では「七夕の集い」がおこなわれ、子どもの本のサークル「このゆびとまれ」の5人の方々がハンドベルや大型絵本、ペープサートなど趣向を凝らして披露していただきました。

何度も練習を積まれた出し物はたいへん好評で、合間には手遊びや全員で一緒に歌を歌ったり、掛け合いをしたりしながらの楽しいひとときを過ごしました。



▲ハンドベルを楽しみました

教育総務課 (有)2-3746 (電)48-8123 (F)48-8155



令和元年度(令和2年度入園) 「幼稚園」「保育所」「こども園」の園児募集について

幼稚園、保育園、こども園入園の手続きは保護者からの申請に基づき、町がお子さん一人ひとりについて保育の必要性の認定をおこない、認定証を交付します。あわせて、各施設の利用調整をおこないます。

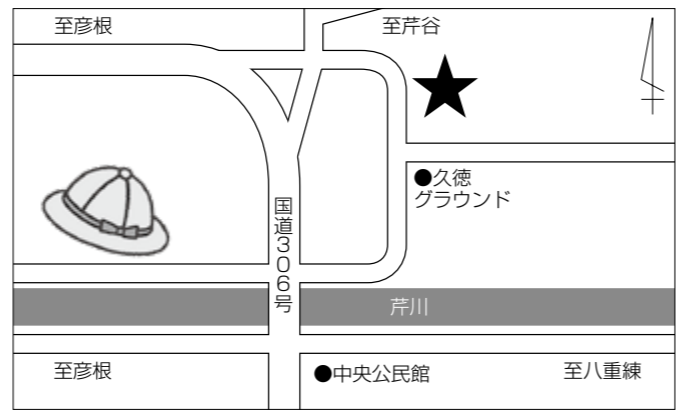
■申込受付期間(幼稚園、保育所、こども園共通) 10月8日(火)～29日(火) ※平日のみ
■場所 多賀町教育委員会事務局または各園
■時間 8:30～17:15

- ・幼稚園入園願書、保育所入所申込書、こども園入園申込書は、10月1日(火)から各園、多賀子育て支援センター、おおたき子育て支援センター、子ども家庭応援センター、教育委員会事務局より配布します。
※継続児童の場合は、園を通じて配布します。
- ・産休や育児休業終了により、年度途中からの保育所への入所を希望される場合も、この期間内にお申し込みください。(この期間に申し込みのない場合は途中入所扱いになり、入所いただけない場合があります。)
詳しくは、教育委員会事務局教育総務課へお問い合わせください。

幼稚園「多賀幼稚園」

幼稚園は、3歳から小学校就学前の幼児を対象とした学校教育法にもとづく学校です。

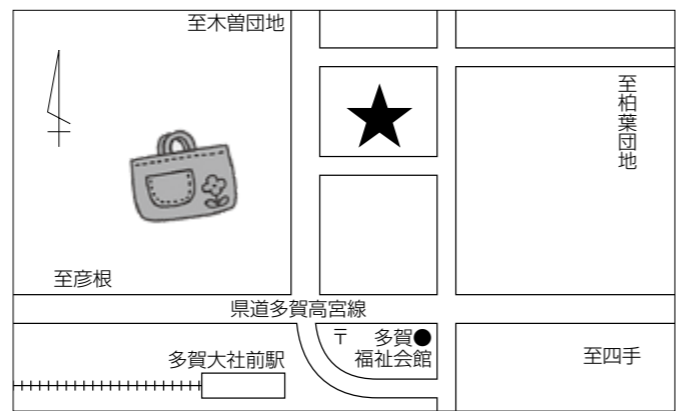
- 対象年齢 満3歳～就学前 ※満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園できます。
- 保育時間 8:30～14:00 ※やむを得ない事情がある時は16時まで預かり保育をおこないます。
- 提出書類 入園願書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼幼稚園等入園願書)
- 入園資格 本人とその保護者が町内に住所を有し居住している幼児



保育所「多賀ささゆり保育園」

保育所とは、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない児童を、保護者にかわって保育するための児童福祉施設です。

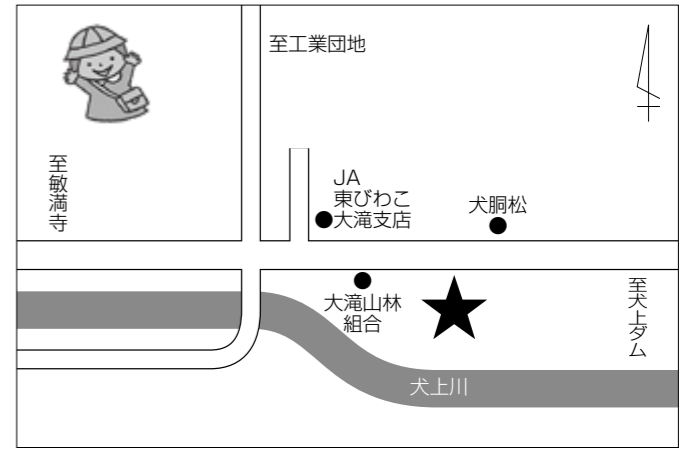
- 対象年齢 6カ月～就学前
- 保育時間 8:00～16:00 (早朝・延長保育…7:30～19:00)
- 提出書類 ①入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼保育所入所申込書)②入所基準が確認できる添付書類



幼保連携型認定こども園「大滝たきのみやこども園」

幼稚園と保育所両方の役割を果たすことができる施設で、地域の子育て支援もおこないます。

- 対象年齢 6カ月～就学前
- 保育時間 短時部…8:30～14:00
長時部…8:00～16:00
(長時部早朝・延長保育…7:30～19:00)
- 提出書類 ①入園願書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼幼稚園等入園願書)または入所申込書(施設型給付費・地域型施設型給付等支給認定申請書兼入園申込書)
②入所基準が確認できる添付書類(長時部のみ)



入所基準と添付書類

両親等保護者が、次のいずれかに該当する場合で、かつ同居する親族等が児童を保育できないこと。(祖父母等で住所は別でも、町内にお住まいの場合は、入所基準に該当するか確認します。)

入所基準		添付書類
1	就 労 仕事をしている場合	就労証明書、内職証明書
2	妊 娠・出 産 妊娠中であるか、または出産後間もないこと(産前2カ月、産後6カ月以内)	母子手帳の写し(出産予定日が明記してあるもの)
3	疾 病、傷 害 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害がある場合	医師の診断書または障害者手帳の写し
4	介 護 等 同居の親族を常時介護または看護している場合	介護保険被保険者証・障害者手帳の写しまたは診断書
5	災 害 復 旧 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたってしている場合	罹災証明書等災害復旧に従事していることが分かるもの
6	求 職 活 動 求職活動を継続的におこなっている場合	保育が必要な理由書求職活動状況報告書
7	就 学 学校等で勉強をされている場合	在学証明書
8	そ の 他 育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合など(原則5歳児のみ)	継続利用が必要な理由書

※入所審査・決定について 入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所入所申込書)の内容を審査し、入所の決定をします。入所希望者が多数の場合は、保育の必要度の高い順に入所を決定しますので、希望された保育所等に入所できない場合があります。入所が決定した場合でも、年度途中で家庭状況や入所要件が変わったときは、引き続き入所できないことがあります。

産業環境課（環境）（有）2-2012（電）48-8118（F）48-0594

粗大ごみ収集のお知らせ

粗大ごみ収集を次のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象地域の指定日をお守りくださるようご協力をお願いします。

必ずお守りください

- 下記の指定時間内に搬入してください。
- 家具等のガラスは出せません。はずして燃えないごみに出してください。
- 事業活動（農業も含まれます）により発生したものは出せません。
- 石油ストーブ等は燃料抜きをしてから出してください。
- 金属製品、木製品、その他の製品、小型家電に分別して出してください。

- ルールが守られない場合、職員が確認、注意させていただく場合があります。

家庭用でも回収できない主なもの

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、オートバイ、スプリングマットレス、タイヤ、爆発物、危険物（例：バッテリー、ガスボンベ、消火器等）、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布、ピアノ、農業用機械等
上記のごみはお持ち帰り願います。

指定日	収集時間	収集場所	対象地域
10月5日(出)	7:00～9:00	調整池駐車場 (B&G海洋センター隣)	四手・大岡・八重練・土田・芹谷・脇ヶ畑地区・栗栖・一円・木曾・久徳・月之木・中川原
10月12日(出)		滝の宮スポーツ公園駐車場	川相・藤瀬・富之尾・檜崎・一ノ瀬・佛ヶ後・樋田・萱原・大杉・小原・霜ヶ原
10月26日(出)		調整池駐車場 (B&G海洋センター隣)	多賀・尼子・敏満寺・猿木・梨ノ木・佐目・南後谷・大君ヶ畑・グリーンヒル多賀、神田

粗大ごみ収集時に使用済小型家電の回収もおこないます

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴金属やレアメタル（希少金属）など貴重な資源が含まれています。これらの資源を回収し再利用するために、不要になった小型家電の拠点回収をおこないます。小型家電のリサイクルにご協力をよろしくお願いします！

回収する使用済小型家電

65品目(回覧文書、HP等でご確認ください)

家庭から出る使用済み小型家電(乾電池等で使うコンセント等にさして使う製品)とその付属品になります。

粗大ごみ収集時に使用済蛍光灯の回収もおこないます

蛍光灯には水銀が使用されている製品もあり、適正な処理の必要があります。

公共施設での拠点回収をおこなっていますが、粗大ごみ収集時にも使用済蛍光灯の回収をおこないます。ごみの適正処理にご協力をよろしくお願いします！

回収する使用済蛍光灯

環状環型、直管型(ボール型蛍光灯、ツイン型蛍光灯、電球型、点灯管(グロー球等)は対象外(燃えないごみ)です)

詳細は多賀町ホームページをご覧ください。産業環境課までお問い合わせください。

資源回収のお知らせ

実施団体	実施日	実施場所	回収品目
多賀小学校	9月14日(出) 予備日9月29日(日)	調整池駐車場 (B&G海洋センター下)	新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶

資源回収のルール……必ずお守りください!!

★分別を徹底してください。

新聞……新聞、折込チラシをひもで縛る。

雑誌……書籍、パンフレット、封筒、包装紙等をひもで縛る。

ダンボール……ダンボール、お菓子・ティッシュなどの紙箱をひもで縛る。

★窓明き封筒、感熱・感光紙、複写紙、ワックス加工紙(紙コップ・皿)等は出せません。

★古着は古着(学生服を除く)のみで布団、毛布類、カーテン、タオル等は出せません。

★古着は中身の見えるビニール袋に入れてください。詳しくは、各団体から配布されるチラシをご覧ください。町内の方ならどなたでも持ち込み可能です。この機会にぜひお出しください。

総務課(交通安全) (有)2-2001 (電)48-8121 (F)48-0157

秋の全国交通安全運動がはじまります

今年の秋の全国交通安全運動実施期間は9月21日(出)から9月30日(月)までの10日間です。期間中の平日は、朝の通学時間帯に合わせて地域の皆さんのご協力のもと立番をおこないます。

交通事故による死者の半数以上は高齢者です。自らの身を守るため、交通ルールをしっかりと守りましょう。自動車を運転する場合には、よりいっそう注意しましょう。自動車、バイクだけでなく自転車も立派な車両です。事

故にあわないための努力だけでなく、起こさないための努力も含めて、交通安全について改めて考えてみましょう。

令和元年度 滋賀県交通安全スローガン

- 事故ゼロで 笑顔広がる 滋賀のまち
- 渡るかな 止まって譲ろう 横断歩道
- 自転車で スマホさわるな 前を見て

運動の目的

- (1)子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2)夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3)すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4)飲酒運転の根絶



産業環境課（環境）（有）2-2012（電）48-8118（F）48-0594

農業委員会だより

農業委員会では、毎年、町内の農地の利用状況を調査するため、農業委員と農地利用最適化推進委員が目視で農地を調査し、遊休化している可能性のある農地はさらに詳しく確認をおこないます。その後、遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施し、農地中間管理機構等を活用して

遊休農地の有効活用が図られるよう活動をおこなっています。

利用意向調査の対象となりました際には、調査へのご協力をお願いします。

令和元年第9回農業委員会総会のお知らせ

■日時 9月12日(木) 13:30～

■場所 役場 2階 大会議室

※申請受付期限は、総会開催月の前月の20日(閉庁日)

場合はその前日)です。

農業委員会総会で審議された内容は、町ホームページでご覧いただけます。

地域整備課(道路河川) (有)2-2020 (電)48-8116 (F)48-0157

屋外広告物クリーンキャンペーン ～9月1日～10日は屋外広告物適正化週間！～

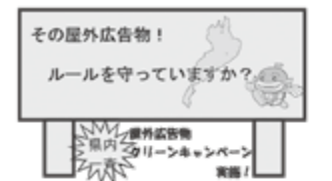
屋外広告物って？

はり紙、広告板などの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして重要な役割を担っており、また、町を活気づける手段にもなります。しかし同時に屋外広告物は景観の一部であるという面から、まちなみとの調和が要

求されており、さらに通行人等への危険防止についても十分な配慮がなされなければなりません。

町では、屋外広告物法および屋外広告物条例に基づき広告物を表示する際の規制、指導等をおこなっています。屋外広告物を掲出する場合には、許可が必要となる場合があり、エリア

によって大きさや高さが規制されます。許可申請をされる場合は地域整備課へお問い合わせください。



学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 (F)48-8155

第12回『豊かな言の葉 書道展』～開催案内および作品募集について～

多賀町では、「未来にはばたくことができる、心豊かでたくましい人づくり」を教育の基本目標として、保・幼・小・中学校が連携した教育実践に取り組んでいます。その取り組みの柱のひとつとして、豊かな語彙力を身につけるため、古典や漢文をはじめ多くの名文の暗誦や筆写をおこなっています。また、文字を書く能力と態度を向上させるため、毛筆・硬筆の書写能力の充実を図っています。昨年度

は、町内外から450点もの力作が寄せられ、開催期間中、多くの方が来館されました。今年も「豊かな言の葉 書道展」を下記のとおり開催します。規定に従った力作を多数お寄せください。

■開催日時 10月30日(水)～11月3日(日)
10:00～16:00(最終日は正午まで)

■会場 あげぼのパーク多賀 ホール

作品募集

■募集期間 9月2日(月)～10月2日(水)

■作品の形式 小学校1・2年生……硬筆

小学校3～6年生……毛筆(半紙)

中学校1～3年生……毛筆(画仙紙)

■募集地域

犬上郡、愛知郡、彦根市、米原市内の各小・中学校

■作品内容

字形はできるだけ整い、ていねいに書かれていて、筆遣いの明快なものが望めます。

■応募方法

お子さんの在籍している学校を通じて応募してください。
※募集要項は各学校に送付しています。

課題の語句

学年	課題の語句	
小学1年	かぜに むかって はしる。 みんなで たいそう 一二三。	
小学2年	お玉じゃくしを 見つけました。 友だちが 手をふっています。	
小学3年	光	五六
小学4年	父母	オアシス
小学5年	白線	赤い羽根
小学6年	風鈴	東西南北
中学1年	日本三景	白雲明月
中学2年	風鈴の音	晴耕雨読
中学3年	江山清趣	峰の白雲



▲昨年度の書道展のようす

※「各学年の課題作品」の手本を、多賀町ホームページに掲載しています。

教育総務課 (有)2-3746 (電)48-8123 (F)48-8155

幼児教育・保育の無償化が10月から実施されます

10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。ただし、無償化実施後も副食費(おかず代等)、行事費、保護者会費などは保護者の負担になります。

対象施設は、町内の多賀幼稚園、多賀ささゆり保育園、

大滝たきのみやこども園のほか、町外の保育所等も含まれます。(認可外保育施設等をご利用の方は、就労要件等の審査がありますので、指定された期日までに必要な手続きをおこなってください)

対象者

- ・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の子どもおよびその保護者
- ・住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもおよびその保護者

学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 (F)48-8155

「多賀町子ども議会」を開催しました

7月29日13時30分から、多賀町議会議場において「令和元年多賀町子ども議会」を開催しました。小学校5年生から中学校3年生までの子ども議員12人が参加しました。自分たちの暮らしの中心である地域や学校のこと、住みやすい町づくりなど町政全般について一般質問をおこないま



▲子ども議員の皆さん

した。町議会議員の皆さんや保護者・学校関係者等多くの方々の傍聴の中、堂々とした姿で質問する子ども議員に、久保町長はじめ町の関係課長からていねいな答弁がありました。多賀町の将来を考え、町政にふれることによって故郷への思いを再認識する貴重な体験となったことでしょう。



▲堂々と答弁をされました

多賀町子ども・家庭応援センター (有)2-8137 (電)48-8137 (F)48-8138

ストップ子ども虐待！

～子ども虐待が増えています！ 大切な未来をみんなで守りましょう！～

子ども虐待とは、本来子どもを守るべき保護者が子どもの心身を傷つけることで、大きく次の4つに分類されます。
・身体的虐待 ・心理的虐待 ・ネグレクト(養育保護義務の拒否・怠慢) ・性的虐待

見逃さないで！「たすけてサイン」

子どもからのサイン

- 不自然なあざ・やけど
- 極端にやせているなど、栄養失調状態
- 衣服やからだ(髪や手足など)が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定 など

保護者からのサイン

- 衣服、寝具が不衛生状態
- 子どもの健康や安全への配慮がない
- 子どもを家に置いたままの外出が多い
- いつもイライラして子どもに当たる
- 地域との交流がなく孤立してる など

「虐待では？」と思ったら

虐待と思われる子どもを見つけた時は、どんな些細なことでも結構です。匿名でも構いません。子ども・家庭応援センターや児童相談所まですぐに連絡してください。

多賀町子ども・家庭応援センター (有)2-8137 (電)48-8137 多賀町総合福祉保健センター(ふれあいの郷)2階
児童相談所全国共通ダイヤル (電)189 (24時間・365日対応)

子育てについて、一人で悩んだり、苦しい思いをしている場合も一度ご相談ください。

☆子どもを虐待から守るメッセージが込められた、オレンジリボンによる啓発活動の一つとして、10月19日(土)、20日(日)に第10回びわ湖一周オレンジリボンたすきリレーが開催されます。19日(土)は、8時に大津を出発して、16時50分頃彦根ビューホテルへ到着されます。

生涯学習課 (有)3-3740 (電)48-8130 (F)48-2363

B&G海洋センター (有)2-1625 (電)48-1625 (F)48-1884

社会体育施設の管理者が変わります

町内の社会体育施設の一部について、民間のノウハウを活かした運営によるサービスの向上、経費の削減を目的に指定管理者による管理をおこないます。10月以降の利用受付等については、これまでと同様に多賀町B&G海洋センターでおこないます。

指定管理者	(株)スポーツプラザ報徳
指定管理期間	令和元年10月1日～令和6年3月31日
管理対象施設	多賀町B&G海洋センター、多賀町民グラウンド、多賀町民テニスコート、多賀町フィットネス&カルチャーセンター、滝の宮スポーツ公園

※大滝武道館については町の管理となります。ご利用については、生涯学習課へお問い合わせください。

「第42回町長杯争奪多賀軟式野球連盟リーグ戦」結果報告

4月から7月にかけて「町長杯争奪多賀町軟式野球連盟リーグ戦」がおこなわれました。

優勝決定戦は、激闘の末南後谷クラブが勝利されました。2年連続4回目の優勝であり、見事に連覇を達成されました。

おめでとうございます！



▲連覇された南後谷クラブの皆さん

多賀町青少年育成町民会議事務局(中央公民館内) (有)3-3962 (電)48-1800 (F)48-2363

青少年は地域社会全体で育む

青少年育成町民会議 会長 池尻 力

町民の皆さんには日ごろから、青少年育成活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私が会長という重責をお受けし5年目になりますが、皆さんのご協力のおかげで育成活動が年々着実に前進して来ていること、大変嬉しく思います。

社会では、子ども達のいじめや自ら命を絶つ、痛ましい事件が頻発している中で、町内の子ども達が毎日元気に、それぞれの夢や目標に向かって日々がんばっている姿は、何よりも喜ばしいことです。

すでに、広報「いくせい」でもご報告のとおり、4月14日に発足50周年記念式典を開催させていただきました。久保町長をはじめ町内外からたくさんの方々のご出席をいただき、和やかな中にも意義のある、多賀町の特色を生かした式典となりました。式典の中では、半世紀にわたる青少年育成活動のあゆみについてご報告し、町内外の多くの方々にご理解いただくとともに活動へのご協力をお

願いしました。

また、育成活動の中でも、近年特に力を入れている『あいさつ運動』は、町内に小さな『うねり』を起こしています。

最近、有線放送でさまざまな方々が、あいさつの意義や大切さについて、わかりやすく話されており、町民の意識が変わってきているのを感じると同時に、大変嬉しく思います。このような機運にストップをかけることなく、みんなで率先してあいさつを実践していきましょう。

青少年育成町民会議の発足50周年を節目に、諸先輩が築いてこられた功績や、育成活動を維持向上させていくことの責任の重大さを今一度認識し、心揺るぐことなく重責を全うしていきたいと思えます。

今年度も、『青少年は地域社会全体で育む』ための育成活動を、町民皆さんと一緒に進めて行きたいと思えます。今後も、育成活動にご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 (F)48-1164

図書館カレンダー(…休館日)※4月から休館日が変わっていますので、ご注意ください

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	⑤	6	7
8	9	10	11	⑫	13	14
15	16	17	18	⑰	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※10月31日(休)は月末整理休館日です

※9月の○印は19時までの延長開館です。仕事帰りに資料を借りたり返却したりできます。ご利用ください。

※4月から試行の延長開館は9月で終わります。10月からは通常通りとなります。ご注意ください。なお、来年4月からの延長開館については今年度の利用状況をふまえて検討します。

おはなしのじかん

- 日時 9月7日(出) 10:30
- 場所 あけぼのパーク多賀 図書館内 おはなしのへや
- 対象 乳幼児と保護者
- 参加費 無料(事前申込不要)
- 内容 図書館職員によるおはなし会とおたのしみ

令和元年 第1回図書館協議会を開催

6月19日に開催され、平成30年度の事業報告、4月からの休館日、延長開館について、10月から導入する新システムの説明などをおこない、ご意見をいただきました。

350万冊達成

多賀町立図書館では、平成10年10月31日の開館以来の累計貸出冊数が、350万冊を超えました。

これを記念して教育長から神鳥結斗くん(7歳)に記念証を贈呈しました。



▲神鳥結斗くんに認定証を贈呈

重要なお知らせ

図書館のシステム更新に伴う移行作業のため、9月24日(火)～10月3日(木)まで臨時休館します。

9月23日(月)8時～10月3日(木)18時はホームページも停止します。インターネットからの検索、予約、延長等もできません。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしく申し上げます。

また、図書館のメールアドレスが変更されます。新アドレスについては後日お知らせします。

移動図書館「さんさん号」巡回のお知らせ

	9月	10月	図書館 出発	巡回場所・駐車時間		
第1水曜日	4日	2日	13:00	川相 (生活改善センター) 13:30～14:00	多賀清流の里 (玄関前) 14:20～15:00	利用支援サービス (宅配・配送)
Aコース (大滝方面) 第1木曜日	5日	3日	12:30	大滝小学校 (わたり廊下) 12:50～13:30	犬上ハートフルセンター (玄関前) 14:30～15:00	大滝たきのみやこども園 (玄関前) 15:50～16:20
Bコース (多賀方面) 第2水曜日	11日	9日	12:30	多賀小学校 (玄関前) 12:50～13:30	多賀幼稚園 (運動場) 14:00～14:30	多賀ささゆり保育園 (玄関前) 15:55～16:25

※利用カード、本ともに図書館と共通です。※返却日は次の巡回日です。※天候等の都合で巡回中止になる場合があります。

多賀町立博物館 (有)2-2077 (電)48-2077 (F)48-8055

鈴鹿山麓混成博物館連携展

水への祈り～その歴史文化自然～

鈴鹿から伊吹にかけての山麓は、日本武尊とその一族の物語の舞台となり、蛇にまつわる祈りの文化が広がっています。鈴鹿山脈の源流から琵琶湖へ注ぐたくさんの川は蠢く蛇のようにも見えます。だからこそ、蛇が水の神とされたのでしょう。気まぐれな自然と葛藤してきた人々の歴史

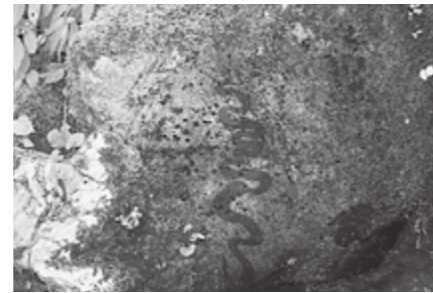
と文化を追います。

■期間 9月7日(土)～29日(日)

■会場 あけぼのパーク多賀

■観覧料 無料

■主催 鈴鹿山麓混成博物館(多賀町立博物館と多賀観光協会も加盟する、鈴鹿山麓にある博物館を中心に構成された団体です)



▲金蓮寺のヘビ石

観察会

多賀の花の観察会 ～犬上川土手の植物の観察(敏満寺)～

今月は犬上川土手の植物の観察をおこないます。自然いっぱい多賀を再発見しませんか。原則、雨天決行です。お気軽にご参加ください。

■日時 9月19日(木) 9:30～12:00

■集合場所 あけぼのパーク多賀 駐車場

■参加費 100円

■主催 多賀植物観察の会

■共催 多賀町立博物館

※事前申込は不要です。当日動きやすい服装でお越しください。

※8月号の広報でお知らせした8月15日の観察会の観察場所に誤りがありました。樋田で山の植物の観察をおこないました。お詫びして訂正いたします。



▲昨年の観察会(猿木)

活動報告

自由研究応援講座「いきもの探検隊」

夏休み初日の7月20日、敏満寺にて、自由研究応援講座を開催しました。龍谷大学の西実先生の指導のもと、生き物を採集・観察しました。

ターゲットは落ち葉の下や土の中などにいる生き物と、田んぼの水路の中にある生き物たち。ふだんは気に留めないような小さな生き物も、注意深く探すとたくさん見つけることができました。さて、参加した子どもたちの夏休みの自由研究の参考になったでしょうか？

町内の小中学校に提出された自由研究作品を展示する「夏休み自由研究展」を今年も開催します。展示期間は11月9日(土)～24日(日)の予定です。お楽しみに！



▲土の中の生き物探し



▲室町時代の芸能鑑賞

福寿院文化村

多賀町敏満寺の胡宮神社社務所において、「和の心」を楽しむことを目的として、講座を定期的で開催しています。

■次回の予定

●書道教室

9月1日(日) 10:00～

●茶道教室

9月14日(土) 13:00～

●平安時代の文化体験

9月23日(月・祝) 11:00～

お問い合わせ

多賀町立文化財センター
(電)48-0348

中央公民館 (有)3-3962 (電)48-1800 (F)48-2363

公民館だより

多賀町中央公民館「多賀結いの森」駐車場造成工事にともなう臨時駐車場のご案内

多賀町中央公民館「多賀結いの森」の駐車場造成工事にともない、旧多賀町中央公民館の解体工事をおこなうため、これまでご利用いただいていた駐車場が使用できなくなります。

そのため、工事期間中は右の図の2カ所を臨時駐車場としてご利用いただくようお願いいたします。中央公民館をご利用いただく皆さんにはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきご協力のほどお願いいたします。

なお、臨時駐車場の台数を超える場合のご利用については、中央公民館までお問い合わせください。

駐車場完成は来年の3月中旬を予定しています。

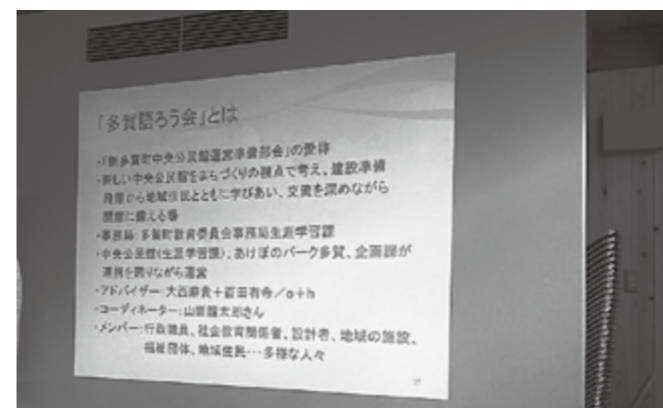


多賀語ろう会活動報告

7月の研修会のように

7月の研修会は、多賀語ろう会の成り立ちについて再度確認し、以前に作成した方針を見直し、これからの活動に合わせて改定していくことを確認しました。

また、6月の研修で「公民館の歌(自由の朝)」を聞いてみたいという意見があり、どのような歌か聴いてみました。公



▲「多賀語ろう会」のこれまでについてスライドで説明

「多賀語ろう会」は毎月さまざまなテーマを設けて例会を開いています。町民の皆さんに参画していただき、多賀町について語り合っています。公民館活動や地域活動に興味をお持ちの方、いろいろなアイデアをお持ちの方など、日ごろ感じておられることを、ぜひ語ろう会でお話ください。

民館活動の理念を示す歌があることにも驚きましたが、またその歌詞も、いかに公民館が自由と希望にあふれ、地域とともに育っていくものかという内容で、今の公民館にとっても大切にしていきたいと思うものでした。ぜひ機会があれば公民館で発表したいと思います。



▲今後についての意見交換

9月の例会のお知らせ

■日時 9月17日(火) 18:30～20:30

■場所 多賀町中央公民館「多賀結いの森」

総務課(人権推進) (有)2-2001 (電)48-8121 (F)48-0157

9月は同和問題啓発強調月間です

県および市町では、県民一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、主体的に行動していただけるよう啓発に取り組んでいます。

しかしながら、依然として差別事象が発生するなど人権尊重の理念が県民各層に十分浸透していない状況が

うかがえることから、人権意識の高揚を基調として、差別意識が解消されるよう一層の啓発活動を推進する必要があります。

また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体には必要な啓発をおこなうよう努めることが求められています。

こうしたことから、県および市町では、本年も9月を「同和問題啓発強調月間」と定め集中的に啓発行事を実施することとします。

人権問題は、誰もが加害者、被害者になり得る身近な問題です。一人ひとりが正しい人権意識を持ち部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)23-1114

年金相談は、予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金の請求のお手続きや、受給している年金についてのご相談を予約相談で受け付けています。お客様の相談内容を事前に準備のうえ対応しますので、お待ちいただくことなくスムーズに相談ができます。ぜひ、予約相談をご利用ください。

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。ご連絡の際は、基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書をお手元にご準備ください。

予約相談の実施時間

月 曜 日 8:30～18:00(祝日の場合は翌営業日)
火曜日～金曜日 8:30～16:00
第2土曜日 9:30～15:00
※第2土曜を除く土日祝はご利用いただけません

お問い合わせ

予約受付専用(ナビダイヤル) (電)0570-05-4890
予約受付専用(一般電話) (電)03-6631-7521
彦根年金事務所お客様相談室 (電)23-1116

税務住民課(税務) (有)2-2041 (電)48-8113 (F)48-0594

家屋評価にご協力をお願いします

税務住民課では固定資産税(町税)および不動産取得税(県税)の適正な課税をおこなうため、地方税法第353条(固定資産税の調査に係る質問検査権)に基づき、主にその年の1月1日以降に新築された家屋(住宅・店舗・倉庫など)について、毎年9月ごろから家屋評価を実施しています。

税務住民課職員2人がご自宅に訪問し、所有者またはご家族の立ち会いのもと、各部屋の内装(内壁・床・天井等の素材)、設備(風呂・トイレ・キッチンなど)、外観(屋根・外壁等)の調査をおこないます。

また、調査終了後は、固定資産税・不動産取得税のあらましや軽減制

度、所得税の住宅借入金等特別控除、多賀町若者定住支援事業等の説明をさせていただきます。

今年度家屋評価の対象となる方につきましては、事前にご案内したうえで、順次訪問させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

産業環境課(環境) (有)2-2012 (電)48-8118 (F)48-0594

湖東広域衛生管理組合 (電)35-4058 (F)35-4936

し尿収集手数料の改正について

消費税の税率改正が10月1日から施行予定となっています。改正が予定通り施行された場合、湖東広域衛生管理組合がおこなっている、し尿収集業務につきましても、10月1日収集分からし尿収集手数料に係る消費税の税率を10%にて計算し、請求させていただくこととなります。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

案内 令和元年度 湖東広域連携婚活応援事業

昨年度実績：144人参加 20組(40人)のカップル誕生!! 本年度も1市4町で5回開催決定!

第1弾 森のBBQ(多賀町主催)

■日時 10月14日(祝・月)
11:00～(受付10:40～)
■会場 高取山ふれあい公園
(多賀町) ※駐車場あり
■定員 36人(男女各18人)
■内容 男女でBBQ、レクリエーション、1対1トークなど
■費用 男性 2,900円
女性 2,300円
■対象年齢 男女とも25歳～45歳
■申込期限 10月2日(水)
※応募者多数の場合は抽選
■持ち物 身分証明書
(免許証・保険証など)

第2弾 ランチパーティ(甲良町主催)

■日時 10月26日(土)
11:00～(受付10:45～)
■会場 おだいご野幸
※駐車場あり
■定員 20人(男女各10人)
■内容 美味しいランチ&スイーツを食べながら男女でじっくり交流
■費用 男性 1,800円
女性 1,000円
■対象年齢 男女とも25歳～45歳
■申込期限 10月16日(水)
※応募者多数の場合は抽選
■持ち物 身分証明書
(免許証・保険証など)

第3弾～第5弾もご期待ください!

〈イベント対象者・申込方法〉
■参加条件 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に在住・在勤または将来移住する意思のある独身の男女(学生は除く)
■申込方法 <https://kotokoi.net> にアクセスまたは「KOTO恋」と検索!ホームページから必要事項を入力して申し込んでください。

お問い合わせ・お申し込み

RunLand(株)(1市4町受託者)
(電)0584-73-5123
(F)0584-73-5123

案内 多賀そば婚活を開催します

多賀町商工会青年部では、11月2日(土)にそば打ち体験婚活イベントを開催します。そば打ちを楽しみながら、素敵な出会いを探してみませんか?

■開催日 11月2日(土)
■場所 石栗庵(多賀641、多賀大社前駅から徒歩5分)
■集合時間 9:30
■時間 9:30～14:30
■対象 20歳～45歳ぐらいまでの独身男女(先着順)

■人数 男性10人、女性10人
■参加費 男性 3,000円
女性 1,500円
■持ち物 エプロン、三角巾
■申し込み QRコードを読み込んで、web入力フォームからお申し込みください。



■申し込み締め切り 10月17日(休)
■その他 お車でお越しの方は、多賀大社前駅付近の駐車場にお停めください。10月25日(金)以降のキャンセルには、キャンセル料をいただきます。申し込み少数の場合は、中止することもありますのでご了承ください。

お問い合わせ

多賀町商工会
(電)48-1811 (担当:中辻)

お知らせ 「彦根休日急病診療所」令和元年9・10月臨時休診日について

彦根休日急病診療所は、出務医師の負担軽減のため、9月・10月の日曜日の診療を臨時休診とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。この期間にかかわらず彦根

中央病院では、土曜日・日曜日に診療をおこなっておりますので、ご利用ください。(診療科により受付時間が異なりますので、彦根中央病院(電)23-1211までお問い合わせください)

祝日の令和元年9月16日(月・祝)、同23日(月・祝)、10月14日(月・祝)と同22日(火・祝)は診療をおこないます。

休診日 下表のとおり

9月	1日(日)	8日(日)	15日(日)	16日(月・祝)	22日(日)	23日(月・祝)	29日(日)
	休診	休診	休診	診療	休診	診療	休診
10月	6日(日)	13日(日)	14日(月・祝)	20日(日)	22日(火・祝)	27日(日)	
	休診	休診	診療	休診	診療	休診	

案内 シルバー人材センター連合会 シニア対象「講習会」のお知らせ

①地場産品技能講習

- 日時 9月18日(水)～9月30日(月) 10:00～16:00 (土日祝以外8日間)
- 場所 シルバー連合会事務所(大津市)ほか
- 内容 県内の特産品について学びます(バスでの事業所見学もあり)
- 対象 58歳以上の県内在住者 定員15人
- 費用 無料 (交通費、昼食代は自己負担)
- 締切 9月9日(月)
- 面談 9月11日(水)

②ガイドヘルパー講習

- 日時 10月3日(水)・9日(水)・10日(木)・11日(金)・16日(水)・17日(木)・18日(金)・23日(水)・25日(金)・31日(木)・11月14日(木) 9:00～16:00 (全11日間)
- 場所 シルバー連合会事務所(大津市)ほか
- 内容 視覚障害者の外出支援の技術を学び、資格取得をめざします
- 対象 58歳以上の県内在住者 定員20人
- 費用 無料 (交通費、昼食代は自己負担)
- 締切 9月20日(金)
- 面談 9月24日(火)

③遺跡発掘技能講習

- 日時 10月8日(火)～10日(木) および 16日(水)～18日(金) 13:00～17:00 (全6日間)
- 場所 滋賀県立安土城考古学博物館(近江八幡市)ほか
- 内容 遺跡発掘に必要な知識と技術を学びます(実際の発掘体験あり)
- 対象 58歳以上の県内在住者 定員20人
- 費用 無料 (交通費、昼食代は自己負担)
- 締切 9月27日(金)
- 面談 10月1日(火)

お知らせ 交通実態調査(パーソントリップ調査)の事前調査にご協力をお願いします!

近畿2府4県にお住まいの皆さんを対象に、1日の動きをお聞きする交通実態調査を10月から11月に実施します。交通実態調査は、交通計画、防災計画、環境改善など安全で快適なまちづくり活かされます。今回の事前調査では、来年度の本調査をより友好的なものにするために実

施します。調査の手法は、10月にはがき、11月に調査票を郵送します。はがき、調査表がお手元に届きましたら、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。■調査対象 調査地域内にお住まいの世帯の中から無作為に抽出

- 調査方法 回答は、WEBもしくは調査票にご記入いただきます
- 調査内容 平日・休日のある1日の「滞在場所や活動・目的、移動手段」など
- 実施主体 国土交通省・滋賀県

案内 自衛官募集のお知らせ

- 一般曹候補生**
- 応募資格 18歳以上33歳未満の者(32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)
 - 受付期間 7月1日(月)～9月6日(金)

防衛大学校学生

- ①推薦
- 応募資格 18歳以上21歳未満の者 高卒(見込含)または高専3年次修了(見込含)で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者

- 受付期間 9月5日(木)～9月9日(月)
- ②総合選抜
- 応募資格 18歳以上21歳未満の者(自衛官は23歳未満) 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)
 - 受付期間 9月5日(木)～9月9日(月)
- ③一般
- 応募資格 18歳以上21歳未満の者(自衛官は23歳未満) 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)
 - 受付期間 9月5日(木)～9月30日(月)

- 自衛官候補生**
- 応募資格 18歳以上33歳未満の者(平成30年10月1月から応募資格の年齢が引き上げられました)
 - 受付期間 年間を通じて募集

お問い合わせ
 自衛隊滋賀地方協力本部
 彦根地域事務所
 彦根市旭町1-24 田中ビル2nd 1階
 自衛官募集コールセンター
 (電)0120-063792
 年中無休 12:00～20:00

案内 参加者募集!〈滋賀×SDGs交流会〉2030年の滋賀と私を考える会議

今年4月にスタートした滋賀県基本構想(2019～2030)は、SDGsの特徴を活かし、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念としています。持続可能な社会の実現に向け、自分自身が何をすべきか。皆と一緒に考えてみませんか。スペシャルゲストも参加しますので楽しみに。

開催日時・場所

(1) 9月21日(土)	13:00～16:00	滋賀県庁 新館7階	(申込締切 9月17日(火))
(2) 10月 5日(土)	13:00～16:00	彦根勤労福祉会館	(申込締切 10月 1日(火))
(3) 10月18日(金)	15:00～18:00	高島市観光物産プラザ	(申込締切 10月15日(火))
(4) 10月29日(火)	15:00～18:00	長浜市市民交流センター	(申込締切 10月25日(金))
(5) 11月15日(金)	15:00～18:00	近江八幡市勤労者福祉センター(アクティ近江八幡)	(申込締切 11月11日(月))

※お住いの地域以外の会場での参加も可能

- 内容 持続可能な社会の実現に向け、ご自身が問題意識を持つテーマについて、グループディスカッションなどを通じて、「目指す2030年に向けた私の行動宣言」をおこなっていただきます。
- 定員・参加費 各回30人(先着順)

- どなたでもご参加いただけます) 参加費無料
- 申込方法 しがネット受付サービス、または下記のお問い合わせ先に直接お申込ください。詳しくは、滋賀県ホームページ(<http://urx2.nu/VyDZ>)まで。

主催 滋賀県
お問い合わせ
 滋賀県企画調整課
 (電)077-528-3312
 (平日9:00～17:00)
 メール kikaku02@pref.shiga.lg.jp

滋賀県基本構想とは?

- ・この「滋賀県基本構想」は、みんなの力を合わせ滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンです。県は、その実現に向け、一緒に取組を進めます。
- ・この基本構想では、目指す2030年の姿として、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、将来にわたり持続可能な

滋賀の姿を描きます。その実現のため、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの特徴を生かします。
SDGsとは?

- ・Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)。2030年までに、発展途上国だけでなく、先進国も含めた国際社会が取り組むべき17の目標。

2015年9月の国連サミットで採択されました。
 ・私たちは、地球を救うことができる最後の世代になるかもしれないと言われています。持続可能な社会をつくるために、経済成長、社会的包摂(「誰一人取り残さない」)、環境保護という3つの課題を統合的に解決することを求めています。

今月の足腰シャキッと教室

- 実施日 9月4日(水)・18日(水)
- 対象者 65歳以上の方(運動制限を受けている方はご相談ください)
- 時間 13:30～15:30
- 場所 ふれあいの郷(送迎ご相談ください)
- 持ち物 お茶、タオル、筆記用具、参加費100円

今月の介護者さんのおしゃべり会

- 実施日 9月26日(木)
- 対象者 寝たきりや認知症の高齢者を、在宅で介護されている方
- 時間 10:00～11:30
- 場所 ファミリーステーション多賀

お問い合わせ 福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115

心配ごと相談

- 今月の相談日 9月17日(火)
 - 来月の相談日 10月16日(水)
 - 時間 いずれも9:00～11:30
 - 場所 ふれあいの郷ボランティア室
- お問い合わせ**
 多賀町社会福祉協議会
 (有)2-2039 (電)48-8127

相談・健診・ひろばの案内

〈相談等〉(表記の時間は受付時間です)

すくすく相談	10月15日(火)	10:00~11:00	子どもの健康、子育てに関する相談を受け付けています
--------	-----------	-------------	---------------------------

〈健診等〉(表記の時間は受付時間です)

4カ月児健診	10月7日(月)	13:15~13:30	R1年5月生まれの乳児
10カ月児健診	10月7日(月)	13:30~13:45	H30年11月生まれの乳児
2歳6カ月児健診	10月1日(火)	13:30~13:45	H29年3・4月生まれの幼児
3歳6カ月児健診	10月9日(水)	13:30~13:45	H28年3・4月生まれの幼児
整形外科健診	10月23日(水)	13:40~14:00	R1年7・8月生まれの乳児

☆各健診には、必ず母子健康手帳・質問票をお持ちください。
 ☆1歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップをお持ちください。

◎予防接種のお知らせは、4月号と10月号に掲載します。出生後にお渡しした「のびっこ手帳」や多賀町ホームページにも掲載していますので、併せてご覧ください。

多賀子育て支援センター(ささゆり保育園2階)・おおたき子育て支援センター(大滝たきのみやこども園内)／多賀町子ども・家庭応援センター主催 (有)2-8137 (電)48-8137

〈ひろばの案内〉

わくわくランドで遊ぼう	月曜日~金曜日	9:00~13:00	子ども同士が遊んだり、親同士が語りあったりするのに利用してください
		13:00~14:00	子育て相談
お話しポケット	9月10日(火)	10:30~	多賀子育て支援センターでおこないます
広場合同運動会	9月18日(水)	10:00~	登録制広場の運動会をおこないます 場所：ふれあいの郷多目的運動室

☆「わくわくランドで遊ぼう」は、多賀子育て支援センター、おおたき子育て支援センターで行います。

健康のミ・カ・タ

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 (F)48-8143

●がん検診に行きましょう

がんは日本人の死因の第1位であり、死亡数は、年々増え続けています。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見・早期治療で治せるがんが増えてきました。がんはほとんど自覚症状がないまま進行していきます。がんの早期発見・早期治療のためには、症状がなくても定期的ながん検診を受けることが大切です。あなたのライフスタイルをチェック、そして今日からチャレンジしましょう!

～がんを防ぐための12か条～ 出典：勅がん研究振興財団

- 1条 たばこは、吸わない
- 2条 他人のたばこの煙をできるだけさける(受動喫煙の防止)

- 3条 お酒はほどほどに
 - 4条 バランスのとれた食生活を
 - 5条 塩辛い食品は控えめに
 - 6条 野菜や果物を積極的に食べよう
 - 7条 適度な運動をしよう
 - 8条 適切な体重管理を
 - 9条 ウイルスや細菌の感染予防と治療
 - 10条 定期的ながん検診を
 - 11条 身体の異常に気が付いたら、すぐに受診しましょう
 - 12条 正しいがん情報で、がんを知ることから
- がん検診は、職場や多賀町でも実施しています。食生活、運動、喫煙、飲酒、休養などの生活習慣を見直すとともに、積極的にがん検診を受けましょう。

生活習慣病などの通院時に受ける検査では、早期のがんを見つけることはできません。早期発見のために、がん検診を受けましょう。異常を指摘されたら、必ず医療機関を受診してください。

小菅真由美 医師



☆特記のない場合、会場は「多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷」です。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115

令和元年10月 多賀町し尿収集カレンダー

日(曜日)	午前集落	午後集落
3日(木)	萱原①・川相①	萱原①・川相①
8日(火)	一円①・木曾①・久徳①	一円①・木曾①・久徳①
10日(木)	大君ヶ畑①②・佐目①・多賀①	不定期
11日(金)	佐目①・南後谷①③・四手①	佐目①・南後谷①③・四手①
15日(火)	富之尾①・敏満寺①	富之尾①・敏満寺①
17日(木)	大杉②③・仏ヶ後②③	大杉②③・仏ヶ後②③
18日(金)	一之瀬①・樋田②・藤瀬①③	一之瀬①・樋田②・藤瀬①③
23日(水)	萱原②・月之木①・土田①・中川原①	萱原②・月之木①・土田①・中川原①
24日(木)	川相②	川相②
29日(火)	大君ヶ畑③・佐目③	大君ヶ畑③・佐目③
30日(水)	小原①②・霜ヶ原②	小原①②・霜ヶ原②
31日(木)	敏満寺①・川相③・小原③	敏満寺①・川相③・小原③

※「一」の日時は、他町の集落の収集日となっています。
 ※不定期でお申し込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。
 ①は1カ月に1回、②は2カ月に1回、③は3カ月に1回でのお申し込みを表し、「萱原①」とある場合は1カ月に1回で申し込みいただいた萱原のお宅を収集させていただきます。なお、収集予定のない集落等については、翌以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申し込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2~3日は前後します)に収集させていただきます。

おたのしみ クロスワード

① ⑦ ②

③ ⑧

④ ⑨

⑤

⑥

ヨコのカギ

- ① 光の三原色 青と緑ともひとつは?
- ② Nose を日本語で
- ③ 7月5日に多賀中学校で開催された教室
- ④ 車などから排出される有害なガスのこと
- ⑤ エジプトで生まれ、ドイツで愛飲されているお酒
- ⑥ ものの表面に貼って、それが何かを示すもの

タテのカギ

- ① 東京の電気街・アニメ街といえば
- ② 服などをひっかけるもの
- ⑦ 一時しのぎの簡単なもの
- ⑧ 駅と直結したビルのこと
- ⑨ イカを乾燥させた珍味

先月号の答え

①	フ	マ	③	ジ	⑤	メ	
②	セ	ン	マ	サ	⑥	オ	
		④	ト	ン		オ	
④	ト	ウ			⑤	ナ	タ
	リ			⑥	イ	ビ	キ

「フウリン(風鈴)」でした
 7月号の応募総数は28人
 正解率は100%でした!

問題

クロスワードを回答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

答えがわかったら▶郵便はがきで、解答と住所・氏名を記載のうえ「広報たが」へのおたよりやご意見を企画課までお送りください。有線FAX・多賀町ホームページの回答フォームからでもOKです。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈します。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

ヒント：田畑の畦が見頃です

ヒ

FAXの場合 有線FAX 2-2018 NTTFAX 48-0157 PCの場合 http://bit.ly/tagaquiz



クイズの解答締め切りは 9月26日(木) です。

ひとのうごき

2019年7月末現在。()内は前月比

人口	7,586人(+9)	出生者数	3人
男性	3,667人(+4)	死亡者数	15人
女性	3,924人(+5)	転入者数	34人
世帯数	2,861世帯(+7)	転出者数	13人

放射線量

※役場前にて、3回測定平均値
 8月1日 0.06μsv/h
 8月20日 0.07μsv/h

健康レシピ 野菜のヨーグルト味噌和え

野菜をヨーグルトと味噌の味付けで和えた献立です。

材料(4枚分)

キャベツ……………	200 g	A	ヨーグルト(無糖) 大さじ 3	
ほうれん草……………	160 g		味噌……………	大さじ 1
しめじ……………	50 g		砂糖……………	小さじ 2
			すりごま……………	大さじ 1

作り方

- キャベツをざく切りにして茹でる。ほうれん草はさっと茹でて3cmに切る。しめじは石づきをとってほぐし茹でる。
- ボウルにAを合わせ、①を和える。

調理時間 約15分

(1人あたり) エネルギー 56Kcal/塩分 0.6g



- ★ヨーグルトの酸味でさっぱりとし、さらにすりごまの風味を加えることで味噌(塩分)の量が少なくてもおいしく食べられます。
- ★乳製品、青菜、ごまはカルシウムを多く含み、骨粗鬆症予防にも効果があります。
- ★野菜は歯ごたえが少し残る硬さに茹でるとよく噛んで食べることに繋がります。

レシピに関しては、福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115 (ふれあいの郷)までお問い合わせください。

広報がアプリで読める！
まちを好きになるアプリ

マチイロ

行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル！

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！

- 後立行政情報を見逃さない！
- 自分に合わせた情報が届く！
- いろいろなマチの魅力をお届け！

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード | Google Play でインストール

●アプリの使用は無料ですが、通信費は各自治体のご負担となります。●広告が表示されますが、「広報たが」とは関係ありません。●問い合わせ：メール 〒 電052-716-1404

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、
- 一、互いに励まし助けあい、
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、
- 一、働くことに喜びをもち、

平和で明るい町をつくります。
かおり高い文化の町をつくります。
心ふれあう町をつくります。
健全な町をつくります。
しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定

多賀町の鳥・木・花

ウグイス | スギ | ササユリ

スマートフォンの方へ

スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末からも「多賀町ホームページ」がご覧いただけます。

端末でQRコードを読み取るか、「多賀町」で検索して今すぐアクセス!!

多賀町 **検索**

多賀町ホームページ
<https://www.town.taga.lg.jp>

お問い合わせに関するお知らせ

メールによる記事へのお問い合わせは、多賀町ホームページの「各課の窓口・連絡先」から問い合わせフォームにてご連絡ください。

■表紙写真 「杉坂峠の御神火祭」のようす。御神火祭とは万灯祭の一部で、ここで起こされた火を多賀大社まで運び、火が到着したと同時に数千もの提灯に光がともされます。

■編集後記 今年の梅雨明けは例年より遅くなり、6月・7月ともに気温も上がりきらない日が続きました。しかし、梅雨明けと同時に最高気温が32～38度の猛烈な暑さとなっています。皆さん体調はいかがでしょう。暑さにも十分気をつけなければなりません。これからは台風シーズンです。異常気象はもうたくさんですね。

「広報たが」についてご意見などがございましたら企画課まで連絡をお願いします。

広報たが9月号 発行 多賀町役場 編集 企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 48-8115 毎月発行

